

国立大学法人小樽商科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項

(平成16年8月10日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人小樽商科大学における大型設備の調達（政府調達に関する協定が適用される設備の調達をいう。以下同じ。）を行う場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(仕様策定委員会の設置)

第2条 大型設備の調達を行う場合は、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討し、仕様を策定するものとする。

- (1) 設備の機能及び性能等に関する事項
- (2) 設備に関する関係資料等の収集に関する事項
- (3) その他仕様の策定に関し、必要と認める事項に関する事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は5人以上の委員で組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 設備を主として使用する者
- (2) 会計課長
- (3) 設備の使用に直接関係ない者のうちから、学長が必要と認めた者（他大学等の職員を含む。）

(委員の委嘱)

第5条 委員会の委員は、学長が委嘱する。この場合において、前条第3号の委員として他大学等の職員を委嘱する場合には、あらかじめ当該職員の所属する大学等の長の同意を得なければならない。

2 学長は、委員の委嘱に当たっては、様式第1号の委嘱状により、事務の範囲及び期間を明らかにして行うものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第10条の規定による報告を学長が認めたときまでとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議上の留意事項等)

第8条 委員会は、審議に当たり次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 第3条第2号に掲げる関係資料等の収集に当たっては、可能な限り多数の供給者等から、幅広く、かつ公平に行うこと

(2) 仕様の策定は、教育研究上の必要性に考慮しつつも、競争性が確保されるよう可能な限り必要最小限のものとする

2 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、学長の承認を得るものとする。

3 委員会は、開催の都度、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。  
(仕様内容の決定)

第9条 委員会は、策定した基本的要求要件に基づき、多数の供給者に対して、資料提供を招請し説明会により意見を聴取した上で、仕様内容を決定するものとする。

(報告)

第10条 委員会は、仕様を決定したときは報告書を作成し、第8条第3項に規定する議事要旨を添付して、学長に報告するものとする。

(技術審査職員)

第11条 契約担当役は、大型設備の調達を行う場合には、応札者から提出された仕様書等についての技術審査を行わせるため、技術審査職員を、複数命ずるものとする。

2 契約担当役が必要と認めたときは、他大学等の職員に技術審査職員を委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を得なければならない。

3 技術審査職員と仕様策定委員会委員は、兼務することができない。

(技術審査)

第12条 技術審査は、応札者の提案した設備が、本学が定めた仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等（以下「応札仕様」という。）に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

2 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

(技術審査結果の報告)

第13条 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前条第2項の応札仕様の一覧表及び技術審査表を添付し、契約担当役に報告するものとする。

(不合格者への通知)

第14条 契約担当役は、技術審査の結果、不合格となった応札者に対しては、様式第2号により理由を付した書面で通知するものとする。

附 則

この要項は、平成16年8月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。